

## 競技会規則（改正案）

現行	改正案	備考
<p>第2節 国内競技会</p> <p>(総則)</p> <p>第4条 国内競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。</p> <p>(競技会の名称の制限)</p> <p>第5条 本協会はFIFAが認める日本における唯一のサッカー協会であり、原則として、全国的規模の競技会は本協会が主催する。本協会が主催しない競技会は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することができない。</p> <p>(主催)</p> <p>第6条 本協会は、次の競技会を主催する。</p> <p>(選手権大会)</p> <p>(1)天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会  (2)全日本大学サッカー選手権大会  (3)総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント  (4)全国社会人サッカー選手権大会  (5)全国地域サッカーチャンピオンズリーグ  (6)全国クラブチームサッカー選手権大会  (7)全国専門学校サッカー選手権大会  (8)全国高等専門学校サッカー選手権大会  (9)全国高等学校サッカー選手権大会  (10)全国高等学校総合体育大会サッカー競技  (11)日本クラブユースサッカー選手権 (U-18) 大会  (12)高円宮杯 JFA 全日本 U-15 サッカー選手権大会  (13)日本クラブユースサッカー選手権 (U-15) 大会  (14)全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会  (15)JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会  (16)皇后杯 JFA 全日本女子サッカー選手権大会  (17)全日本大学女子サッカー選手権大会  (18)全日本高等学校女子サッカー選手権大会  (19)JFA 全日本 U-18 女子サッカー選手権大会</p>	<p>第2節 国内競技会</p> <p>(総則)</p> <p>第4条 国内競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定める。</p> <p>(競技会の名称の制限)</p> <p>第5条 本協会はFIFAが認める日本における唯一のサッカー協会であり、原則として、全国的規模の競技会は本協会が主催する。本協会が主催しない競技会は、その名称に「全日本」又は「全国」を使用することができない。</p> <p>(主催)</p> <p>第6条 本協会は、次の競技会を主催する。</p> <p><u>国内競技会（1種）</u></p> <p>(1) 日本フットボールリーグ  (2) 天皇杯 JFA 全日本サッカー選手権大会  (3) 全国社会人サッカー選手権大会  (4) 全国クラブチームサッカー選手権大会  (5) 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ  (6) 総理大臣杯全日本大学サッカートーナメント  (7) 全日本大学サッカー選手権大会  (8) 全日本大学サッカー新人戦  (9) <u>大学日韓（韓日）定期戦</u>  (10) <u>全日本大学サッカー連盟地域選抜対抗戦</u>  (11) 全国高等専門学校サッカー選手権大会  (12) 全国専門学校サッカー選手権大会  (13) インディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル  (14) 日本スポーツマスターズ（サッカー競技）  (15) <u>国民体育大会（サッカー競技）成年男子</u></p> <p><u>国内競技会（2種）</u></p> <p>(16) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ  (17) <u>高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ ファイナル</u></p>	<p>備考</p> <p>加筆 記載順を種別順に変更</p> <p>修正 修正</p> <p>加筆</p> <p>加筆</p> <p>加筆</p>

## 競技会規則（改正案）

(20) JFA 全日本 U-15 女子サッカー選手権大会	(18) <u>高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ プレーオフ</u>	加筆
(21) JFA 全日本フットサル選手権大会	(19) 全国高等学校サッカー選手権大会	
(22) JFA 全日本 U-18 フットサル選手権大会	(20) 全国高等学校総合体育大会サッカー競技	
(23) JFA 全日本 U-15 フットサル選手権大会	(21) 日本クラブユースサッカー選手権 (U-18) 大会	
(24) JFA 全日本 U-12 フットサル選手権大会	(22) <u>Jリーグユース選手権大会</u>	加筆
(25) JFA 全日本女子フットサル選手権大会	(23) <u>国民体育大会（サッカー競技）少年男子</u>	加筆
(26) JFA 全日本 U-15 女子フットサル選手権大会		
(大会)	<u>国内競技会（3種）</u>	加筆
(1) 国民体育大会（サッカー競技）	(24) 高円宮杯 JFA 全日本 U-15 サッカー選手権大会	
(2) JFA 全日本 0-60 サッカー大会	(25) 全国中学校体育大会／全国中学校サッカー大会	
(3) JFA 全日本 0-50 サッカー大会	(26) 日本クラブユースサッカー選手権 (U-15) 大会	
(4) JFA 全日本 0-40 サッカー大会	(27) 日本クラブユース東西対抗戦(U-15)	
(5) 日本スポーツマスターズ サッカー競技	<u>国内競技会（4種）</u>	加筆
(6) JFA 全日本 0-30 女子サッカー大会	(28) JFA 全日本 U-12 サッカー選手権大会	
(7) JFA 全日本ビーチサッカー大会	(29) JFA 地域ガールズ・エイト (U-12) サッカー大会	
(8) 全日本大学フットサル大会	(30) 全国少年少女草サッカー大会	
(リーグ)	<u>国内競技会（女子）</u>	加筆
(1) 日本フットボールリーグ	(31) <u>日本女子サッカーリーグ1部</u>	加筆
(2) 日本女子サッカーリーグ	(32) <u>日本女子サッカーリーグ2部</u>	加筆
(3) 日本フットサルリーグ	(33) <u>日本女子サッカーリーグカップ</u>	加筆
(4) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープレミアリーグ	(34) <u>日本女子サッカーチャレンジリーグEAST・WEST</u>	加筆
(5) 高円宮杯 JFA U-18 サッカープリンスリーグ	(35) 皇后杯 JFA 全日本女子サッカー選手権大会	
(6) 高円宮杯 JFA U-15 サッカーリーグ	(36) JFA 全日本 0-30 女子サッカー大会	
(7) U-13 地域サッカーリーグ	(37) JFA 0-40 女子サッカーオープン大会	
(8) JFA U-12 サッカーリーグ	(38) 全日本大学女子サッカー選手権大会	
(その他)	(39) <u>JFA U-18女子サッカーファイナルズ</u>	加筆（新規事業）
(1) JFA 0-70 サッカーオープン大会	(40) JFA 全日本 U-18 女子サッカー選手権大会	
(2) JFA 0-40 女子サッカーオープン大会	(41) JFA 全日本 U-15 女子サッカー選手権大会	
(3) JFA 地域ガールズ・エイト (U-12) サッカー大会	(42) 全日本高等学校女子サッカー選手権大会	
(4) チャレンジサッカー	(43) <u>全国高等学校総合体育大会サッカー競技（女子）</u>	加筆
(5) インディペンデンスリーグ全日本大学サッカーフェスティバル	(44) <u>国民体育大会（サッカー競技）女子</u>	加筆
(6) 全日本大学サッカー新人戦	<u>国内競技会（シニア）</u>	加筆
(7) 日本クラブユース東西対抗戦(U-15)	(45) JFA 全日本 0-40 サッカー大会	
	(46) JFA 全日本 0-50 サッカー大会	



## 競技会規則（改正案）

<p>2. 本協会は前項の競技会以外に、理事会が承認した競技会を後援する。</p> <p>（表彰）</p> <p>第 8 条 本協会が主催する選手権大会（ただし、名義主催する競技会は除く）の成績上位チーム及び個人に対して、次の表彰物を授与することができる。それ以外の競技会については別途定めることができる。</p> <p>(1) 優勝杯 (2) 表彰状 (3) 記念メダル (4) フェアプレー賞 (5) 副賞（賞金） (6) 個人賞</p> <p>2. 理事会が承認した場合、本協会は第三者から表彰物の提供を受けることができる。</p> <p>（地域競技会等）</p> <p>第 9 条 本協会の競技会の予選会を含む都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会が開催する各種の競技会は、本規則が定める各種の原則に準じて運営されなければならない。</p> <p>（名義主催）</p> <p>第 10 条 本協会以外の団体が開催する競技会において、本協会を名目上の主催者又共同主催者とする（以下、「名義主催」という。）につき許可を与えることができる。本協会に対し名義主催を依頼する場合は、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第 5 節に定める事項を記載した書類を添付して本協会に申請し、本協会の承認を得なければならない。</p> <p>2. 前項の承認を得た競技会開催に関して、事後に記載事項の変更が生じたときは、本協会に届け出て、その承認を得なければならない。</p> <p>3. 前項に定める名義主催を申請する団体は次の各号を満たさなければならない。</p> <p>(1) 本協会の掲げる理念に賛同する団体であること</p>	<p>(14) 地域大学フットサルチャンピオンズリーグ (15) <u>FUTSAL 地域女子チャンピオンズリーグ</u> (16) 全国女子選抜フットサル大会 (17) BeachSoccer 地域リーグチャンピオンシップ</p>	<p>修正</p>
--	--	-----------

## 競技会規則（改正案）

<p>(2) 本協会の諸規程を遵守すること</p> <p>4. 前1項に定める競技会は次の各号を満たさなければならない。</p> <p>(1) 参加するチーム及び選手が本協会の加盟チーム及び登録選手であること（ただし、普及イベントはこの限りではない）</p> <p>(2) 競技規則及び本協会の諸規程に基づき行われること</p> <p>(3) 参加する選手及び来場者等の傷害について十分に考慮されていること</p> <p>(4) 担当する審判員が本協会に登録された審判員であること</p> <p>(5) 当該競技会の開催日程が、本協会が主催する各種の競技会の日程に影響を与えないように十分に配慮されて設定されていること</p> <p>(6) 全国規模の競技会又は広く複数の地域のチームが参加する競技会であること</p> <p>(7) 長年の開催実績を有し、サッカーの普及に広く貢献が認められる競技会であること</p> <p>(8) 本規則の定めに基づき開催の申請が行われていること</p> <p>(9) その他本協会が必要と認めた指示に従い開催されること</p> <p>（名義主催を申請する団体の要件）</p> <p>第11条 名義主催を申請する団体は、原則として、次の各号のいずれかに該当しなければならない。</p> <p>(1) 本協会が加盟する団体</p> <p>(2) 都道府県サッカー協会又は地域サッカー協会</p> <p>(3) 加盟団体規則第4節に定める各種の連盟又は関連団体</p> <p>(4) 中央省庁、地方自治体又は公共団体</p> <p>(5) 報道機関（ただし、テレビ放送局、ラジオ放送局、新聞社又は通信社に限るものとする）</p> <p>2. 本協会は、前項各号のいずれにも該当しない団体には名義主催の許可を与えない。ただし、当該競技会を地域サッカー協会、都道府県サッカー協会又は各種の連盟が共同主催する場合はこの限りではない。</p> <p>（名義主催における本協会の名称の使用方法）</p> <p>第12条 名義主催を許可された団体は、次の各号のいずれかの方法により本協会の名称を使用することができる。</p> <p>(1) 当該競技会を告知するためのチラシ等の各種印刷物に表示する。ただし、本協会の会旗及び標章（JFA シンボル、JFA ロゴタイプ又は JFA モチーフ）を使用する場合は、別段の申請によらなければならない。</p> <p>(2) 本協会の役員の挨拶文等を競技会のパンフレットに掲載する。</p>		
---	--	--

## 競技会規則（改正案）

- (3) 本協会の公式ホームページで開催情報を掲載する。
- (4) 原則として、当該競技会の会場に本協会の会旗が掲出されること
- （後援及び協力）
- 第 13 条 本協会は、本協会以外の団体が開催する競技会において、本協회를名目上の後援者又は協力者とするにつき許可を与えることができる。
2. 「後援」及び「協力」に係る要件及び手続き等については前3条を準用する。